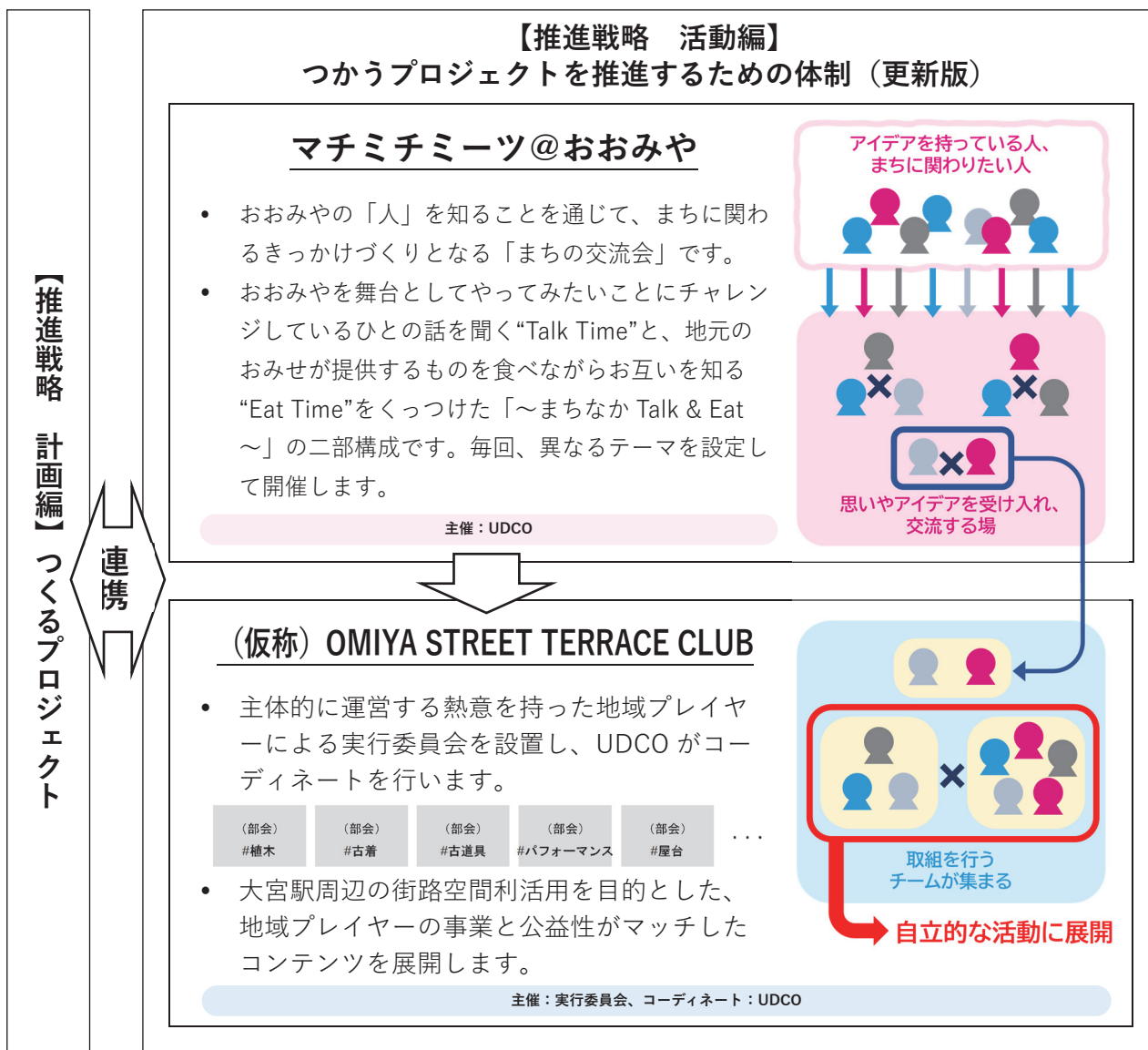


1. 推進戦略の実現に向けた体制

- コンセプト「わたしの時間がみちるまち、大宮」は、行政や民間事業者が空間を整備（つくるプロジェクト）するだけでは実現できず、その場を利用する人、活動する人の使い方を考慮した空間整備が必要です。そのためには、利用する人、活動する人の立場での意見を把握し、空間整備に反映することが求められます。
 - つかうプロジェクトでは、コンセプトを実現するための仲間づくりに向けて、まちづくりのアイデアを持っている人が参加しやすく、人と人の交流から化学反応が起こる機会を提供する「マチミチミーツ@おおみや [mmm]」と、そこでの出会い等から生まれたアイデアの実現を目指す「(仮称) OMIYA STREET TERRACE CLUB（主体的に運営する熱意を持った地域プレイヤーによる実行委員会）」の2つの取組を推進しています。
- ※2つの取組は活動編における「コンセプトを実現するための仲間づくりのイメージ」の更新版であり、「(仮称) マチミチクラブおおみや」は『マチミチミーツ@おおみや』に、「(仮称) チームマチミチ」は『(仮称) OMIYA STREET TERRACE CLUB』に表現が更新されました。
- そのため、つくるプロジェクトの実施においては、上記2つの取組と連携し、エリアで活動する人との意見交換等を行いながら、活動等のニーズに対応した空間づくりを推進します。



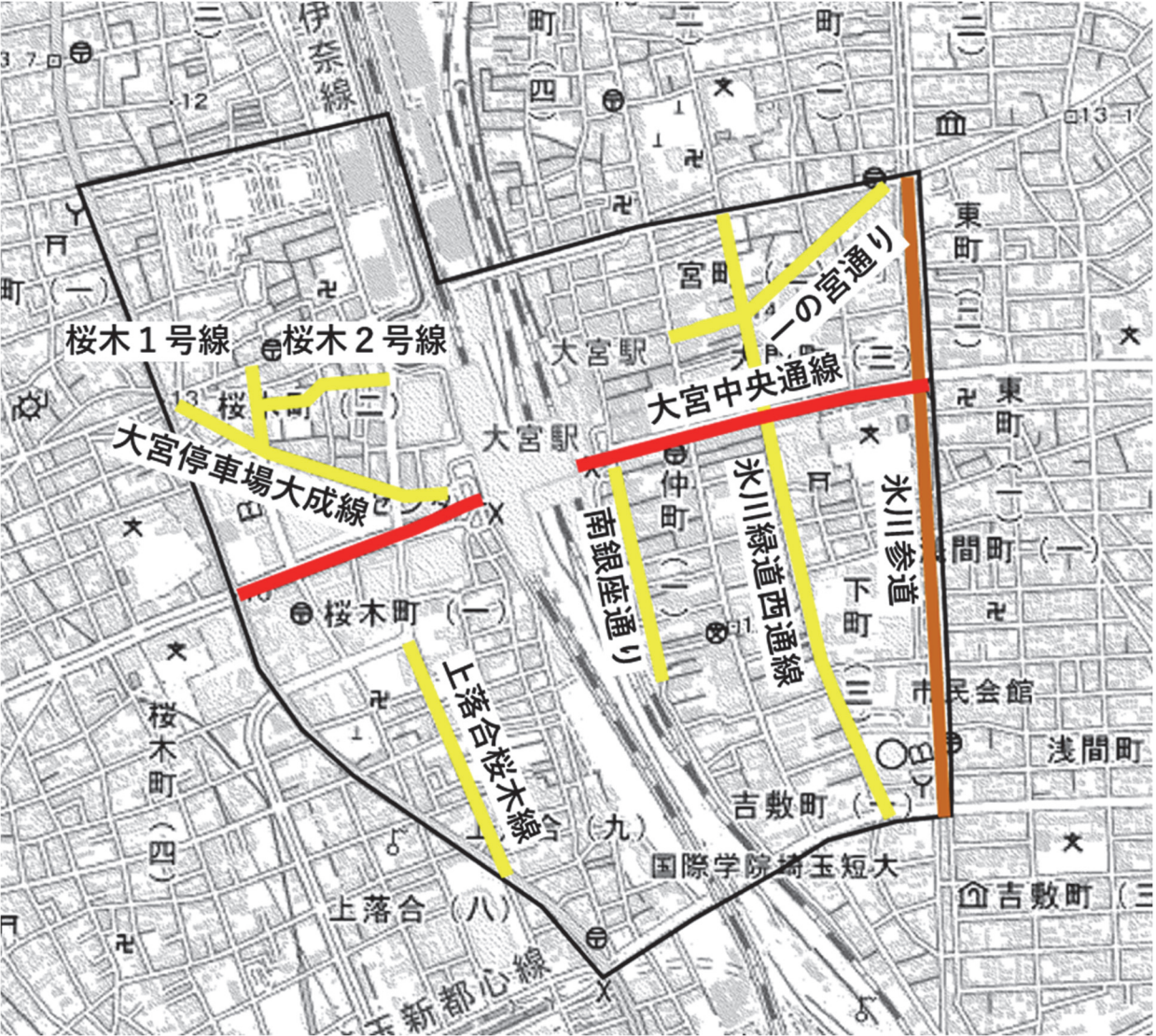
2. 推進戦略の実現に向けたまちづくりの推進プロセス

- ・ 推進戦略の実現に向けた取組の実施や、官民連携による推進体制の構築に向けた推進プロセスを以下のとおり整理します。
- ・ 推進戦略【計画編】に位置づけた歩行者空間の形成に向けて、既にさいたま市で取組を推進しているものや短期的に効果発現が期待されるもの、周辺の取組と一体的に実施することが効率的・効果的なものについて取り組み、民間事業と連動しながら推進していきます。
- ・ まちの発展・成熟や社会情勢の変化等に応じて常に更新していくものとします。

< 推進戦略の実現に向けたプロセス >

取組		短期 (1～2年)	中期 (3～5年)	長期 (6～10年)	将来 (11～20年)
つくるプロジェクト	・ 都市軸としてふさわしい断面構成の確保 等	大宮中央通線			
	・ 氷川参道の歩行者専用化の推進 等	氷川参道			
	・ 道路空間の配分や設えの見直し 等	大宮停車場大成線 一の宮通り 南銀座通り 氷川緑道西通線 桜木1号線 桜木2号線 上落合桜木線			
プロジェクトのつかう	・ 歩行者空間等の使い方の見直し	歩行者空間等の公共空間の使い方の見直し（社会実験等）			
	・ 沿道のグランドレベルのオープン化	市街地開発事業と連携したオープンスペースの確保及びグランドレベルのオープン化			
	・ 滞在や回遊、活動を促す空間の創出 等	街路と沿道と一体的な滞在・賑わい空間の創出・活用（歩行者利便増進道路制度、社会実験等）			
推進体制	・ 推進戦略の実現に向けた体制の継続的な運用 等	推進体制の継続的な運用 エリアマネジメント事業の展開 等			

(参考) 推進プロセスに記載のある歩行者空間等の位置図



歩行者空間 形成方針	タイプ	タイプが担う役割
シンボル軸の 形成	東西都市軸	・歴史的背景等を踏まえ、地区の東西に貫く、まちづくりの軸となる都市軸
	歴史・文化軸	・参道に象徴される歴史・文化を次世代に継承する役割を担う街路
エリア内回遊 ルートの強化	エリア内 回遊ルート	・商店街や公共公益施設等へのアクセス道路など、歩行者を中心としたエリア内の回遊を促す街路

3. まちづくりを支援する制度等

- ウォーカブルなまちづくりを支援する制度等の概要を以下に整理しました。

■官民連携のまちづくりを支える制度

制度	概要	詳細ページ
都市再生整備計画	- 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象に、市町村が「該当公共公益施設の整備等に関する計画」（都市再生整備計画）を作成することができます。 - 都市再生整備計画により、市町村の取組を支援（交付金等）するとともに、計画への位置づけをきっかけとした、民間の取組を促進します。	
都市再生推進法人	- 都市再生推進法人とは、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域のまちづくりの中核を担う法人として、市町村が指定するものをいいます。 - 都市再生推進法人には、市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちのエリアマネジメント（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開することが期待されます。また、自らの業務を行うために必要な都市再生整備計画、景観計画の案を市町村に提案することができます。 ※UDCO は都市再生推進法人として活動しています。	

■まちづくりの活動場所を広げるための支援制度

制度	概要	詳細ページ
道路占用許可の特例	道路空間を活用して、まちのにぎわい創出等に資するために道路を占用する場合に許可基準の一部を緩和する特例制度です。	
都市公園の占用許可の特例	通常、都市公園の占用は、一定の物件又は施設によるものに限定され、公衆の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ない場合等にしか許可されませんが、市町村が、都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与するために必要であるとして、都市再生整備計画に位置づけた施設等については、一定の条件を満たせば、公園の占用許可の特例を受けることができます。	
都市利便増進協定	都市再生整備計画の区域において、まちのにぎわいや憩いの空間を創出する広場等について、居住環境の向上にも資するよう、地域住民が自主的な整備・管理を行うための協定制度で、オープンカフェやフリーマーケット等のイベントを開催することができます。	
都市再生（整備）歩行者経路協定	- 複数の土地所有者・借地権者が存在する区域に、歩行者デッキ、地下通路などの歩行者通路を整備・管理する際に、土地所有者等全員の合意の下で定める協定です。 - 土地所有者等が変わった場合も、新たな土地所有者等に歩行者経路を確保する義務が承継されます。	

制度	概要	詳細ページ
低未利用土地利用促進協定	地域のまちづくりを担う市町村や都市再生推進法人等がノウハウを活かして、所有者等に代わって低未利用の土地、建築物等の有効かつ適切な利用を促進するため、必要な施設の整備又は管理を定めるための協定制度です。	

■滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）で活用できる制度

制度	概要	詳細ページ
一体型滞在快適性等向上事業（一体型ウォーカブル事業）	- まちなかウォーカブル区域内の民間事業者（土地所有者等）が、市町村が実施する事業（公共施設の整備又は管理に関する事業）の区域に隣接又は近接する区域において、市町村が実施する事業と一体的に交流・滞在空間を創出する事業です。 - 例えば、市町村が街路を拡幅して広場化する事業を行い、その事業にあわせて、街路沿いの民地のオープンスペース化や、街路沿いの建物の低層部のガラス張り化のような取組を実施した場合には、税制特例や各種法律の特例を受けることができます。	
都市公園法の特例等	- 都市公園を含む範囲をまちなかウォーカブル区域に指定すると、都市公園を活用して「居心地が良く歩きやすい」交流・滞在空間を創出するための以下の3つの制度が活用できます。 →看板設置等に係る都市公園占用許可の特例 →公園施設の設置管理許可の特例 →公園施設の設置管理協定制度（通称：都市公園リノベーション協定）	
駐車場法の特例等	- まちなかウォーカブル区域においては、歩行者が安全かつ快適に歩くことができ、まちのにぎわいを生むイベントなどの活動が円滑に行える空間を創出することが重要です。 - このため、駐車場の配置や出入口の位置を適正化することにより、まちなかエリアの自動車交通の流れを整序し、駐車場への自動車の出入りによる自動車と歩行者との輻輳を避けることを目的に、特定路外駐車場の設置の届出等、出入口制限対象駐車場の自動車の出入口の設置の制限等、附置義務駐車施設の集約化の制度を設けています。	
普通財産の活用	「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出するためには、官民の様々な既存ストックを有効活用することが重要です。 - 市町村が所有する空地などの普通財産についても、交流・滞在空間として活用できる場合があります。実際に、普通財産である市有地をまちづくり会社等に安価に貸し付けて、まちづくり会社等が市有地にマルシェなどのにぎわい施設を設置している事例も見られます。	

■まちづくりの活動を支援するための予算制度等

制度	概要	詳細ページ
官民連携まちなか再生推進事業	官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図ることを目的に創設されました。	

制度	概要	詳細ページ
まちなかウォーカブル推進事業	都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業です。	
ウォーカブル推進税制	一体型ウォーカブル事業として、民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合、当該一体型ウォーカブル事業の実施主体は、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けることができます。	
まちづくりファンド支援事業	(一財)民間都市開発推進機構(MINTO機構)による、ファンドを利用した支援メニューで、「マネジメント型」「老朽ストック活用リノベーション等推進型」等の3種類があります。	
まちなか公共空間等活用支援事業	MINTO機構による支援メニューの一つで、「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出のため、交流、滞在空間を充実化する事業を行う都市再生推進法人に対する低利貸付制度です。	
地域再生エリアマネジメント負担金制度	3分の2以上の事業者の同意を要件に、エリアマネジメント活動に要する費用を、受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する制度です。	
都市環境維持・改善事業資金融資(エリアマネジメント融資)	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、国が無利子で貸付けを行う。	
官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業	各地域の個性や強みを活かし、特色ある地域の成長を図るために、官民が連携して策定する地域戦略に資する事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな意向を支援します。	

■関連制度等

制度	概要	詳細ページ
低未利用土地権利設定等促進計画	- 空き地や空き家等の低未利用地は、地権者の利用動機が乏しく、また、「小さく」「離散する」ため使い勝手が悪く、さらに、所有者の搜索に多くの手間と時間がかかります。これまで行政は、民間による開発・建築行為をもって規則等により受動的に関与してきたところ、低未利用地の利用に向けた行政の能動的な働きかけを可能とする制度を創設しました。 - 立地適正化計画の誘導区域を対象に、低未利用地の地権者等と利用希望者とを、行政が所有者等の搜索も含め能動的にコーディネートの上、土地・建物の利用のために必要となる権利設定等に関する計画を市町村が作成し、一括して権利設定等を行います。	
歩行者利便増進道路(ほこみち)	- にぎわいのある道路空間を構築するため道路の指定制度として、歩行者利便増進道路制度(通称:ほこみち)を創設しました。 - ほこみちに指定された道路では、新たな道路構造基準が適用され、歩道等の中に“歩行者の利便増進を図る空間”を定めることができます。 - また、指定された道路の特例区域(利便増進誘導区域)においては、占用がより柔軟に認められるようになり、購買施設や広告塔等の占用物を置く場合の“無余地性”の基準が除外されます。さらに、占用者を公募により選定する場合、最長20年の占用が可能となります。	